

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第1回  
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和4年9月26日  
13:55 ~ 15:30  
千葉労働局1階会議室

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第1回

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会

- 1 日時 令和4年9月26日(月) 13:55 ~ 15:30
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
  - 公益委員
    - 大澤委員、大竹委員
  - 労働者側委員
    - 野田委員、山本委員、外委員
  - 使用者側委員
    - 高橋委員、君塚委員、利光委員
- 4 議題
  - (1) 部会長及び同代理の選出について
  - (2) 特定最低賃金額の改正審議について
  - (3) その他
- 5 配付資料
  - 資料 1 - 1 最低賃金審議会令
  - 資料 1 - 2 千葉地方最低賃金審議会運営規程
  - 資料 1 - 3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
  - 資料 2 特定最低賃金の改正決定について(諮問文・写)
  - 資料 3 最低賃金に関する基礎調査報告書
  - 資料 4 千葉県における最低賃金の推移
  - 資料 5 特定最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移
  - 資料 6 令和4年千葉県電気機械器具製造業関係最低賃金の影響率
  - 資料 7 関係労使からの意見書(1件)
    - 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会千葉地方協議会

## 6 議事内容

### 賃金室長補佐

ただ今から、第1回千葉県電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、第1回目の専門部会の開催ですので、会議の進行については、部会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきます。

先ず、専門部会の成立について御報告いたします。本日は、公益委員の下田委員が欠席されるとの連絡をいただいております。従って、公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

続いて、本特定最低賃金の名称について御報告申し上げます。本最低賃金の件名は複雑かつ長い名称になっておりが、8月3日に開催された第1回特別小委員会において略称使用について御承認いただきましたので、当専門部会においては電気機械器具製造業関係という略称を使用させていただき、諮問文、答申文及び公示文については正式名称を使用することといたします。

それでは、第1回目の専門部会ですので、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

### 労働基準部長

本日は、非常にお忙しい中、委員の皆様方に御参加いただき誠にありがとうございます。特定最低については、8月に、電気機械器具製造業関係と鉄鋼業について改正決定の必要性有りとの答申を千葉地方最低賃金審議会からいただき、今回、千葉労働局長から改正決定について諮問させていただいたことに基づき御審議いただくこととなります。特定最低賃金は、例年、12月25日の発効を目指しており、本日を含め最大2回、専門部会を開催させていただく予定です。私ども事務局で何かさせていただけることがあれば、遠慮なくお話しいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

### 賃金室長補佐

本専門部会を代表する部会長と部会長代理を選出させていただきます。なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出いただくこととなります。過日開催の公益委員会議にて、部会長に下田委員、部会長代理に大竹委員とのお話ございましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

一同「異議なし」の声

賃金室長補佐

ただ今、部会長に下田委員、部会長代理に大竹委員が選出されました。本日は、下田部会長が欠席されておりますので、大竹部会長代理、よろしくお願いいいたします。

部会長代理

本日は部会長が欠席となりましたので、私の方で最大限尽力いたしますので、委員の皆様には円滑な運営に御協力をお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

先ず、本日の専門部会ですが、運営規程第6条ただし書により「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当しますので非公開といたします。

議題(2)の特定最低賃金の改正審議に入りたいと思いますが、その前に、御手元に配付されている資料について、事務局から説明を受けたいと思います。

賃金室長

御手元の資料を御確認ください。資料 1 から 6 までになります。

先ず、資料 1 についてです。審議会、専門部会等の運営・審議にあたっての規程類をお配りしました。特に御説明申し上げたいのは、資料 1 - 1 最低賃金審議会令第6条第5項で、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められており、本審議会であらかじめ議決しておけば、本審議会の決議を得なくとも、専門部会の決議をもって本審議会の決議とすることができるという取扱いになっております。本専門部会については、本年7月12日に開催された第427回本審議会にて、決議が全会一致の場合には審議会令第6条第5項を適用する旨議決されておりますので、全会一致であれば、本専門部会の決議によって本審議会が決議したものと取り扱われます。

資料 2 です。8月23日開催の第430回本審議会において、千葉労働局長が諮問した2業種に係る特定最低賃金の改正決定についての諮問文の写しです。本日の専門部会は、この諮問に基づいて開催されるものです。

資料 3 は、最低賃金に関する基礎調査報告書です。同報告書は、千葉県における中小零細企業の労働者の賃金実態を的確に把握することを目的とし

て実施した調査の結果です。今回は、電気機械器具製造業関係のみを抽出して冊子にしたものです。冊子の6枚目の影響率のグラフを御覧願います。こちらには、同製造業関係の現行の特定最低賃金額981円が、いくら上がるとどのくらいの影響があるかを折線グラフで表したものです。

資料 4は、千葉県における最低賃金の推移です。特定最低賃金7業種のうち鉄鋼業と電気機械器具製造業関係が、昨年度改正されました。内容についてはこの表のとおりです。

資料 5は、特定最低賃金のA・Bランクの改定状況の推移です。電気機械器具製造業関係の特定最低賃金については、昨年度、千葉局を含め14局で改定が行われたところです。

資料 6です。資料 3では折線グラフでお示ししたのですが、こちらは、千葉県における電気機械器具製造業関係特定最低賃金の現行金額を1円ずつ引き上げた場合の影響率を一覧表にしたものです。

また、資料にはありませんが、984円に改正された千葉県最低賃金のリーフレットを作成しましたので、参考として机上に配付させていただきました。今後、各労使団体、関係団体を含めて周知を図っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

資料の説明は以上となりますが、電気機械器具製造業関係の改正申出書の協約最下限額は1,066円となっていることを念のため申し伝えさせていただきます。

部会長代理

事務局からの資料及び説明について、質問等はございますか。

労働者側委員

先ほど御説明いただいた影響率と基礎調査表について確認です。電気の特定最低賃金については年齢や業種を絞って対象となりますが、御報告いただいた影響率と基礎調査表には対象外の方々も含む参考数値という理解でよろしいでしょうか。

賃金指導官

こちらの数値は、特定最低賃金対象外の方は全て集計から除外されております。65歳以上や18歳未満の方、軽易な作業の方などについてはこの表の中には入っておりません。

労働者側委員

ありがとうございます。

部会長代理

他に質問等はよろしいでしょうか。

一同「特になし」の声

部会長代理

それでは、具体的な金額審議に入っていただきますが、金額審議に入る前に、この場において、労働者側から基本的な考え方を御説明いただき、続いて、使用者側から基本的な考え方を御説明いただくことにしたいと思います。その後、別室で御協議いただき、公益委員が意見調整させていただくという手順を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同「はい」の声

部会長代理

それでは、労働者側から基本的な考え方を述べてください。

労働者側委員

事務局配布の資料 7を御覧ください。意見書を事前に配布させていただいております。そもそもですが、特定最低について、意味、目的、公正な賃金決定の促進と千葉県で働く電機産業の方々の労働条件の向上を目的に、さらには労働組合がない組織であったり、労使交渉の補完であったり、代替の機能を持っているということで、私どもは非常に重要な役割を担っていると考えております。

2段落目は、今年の春闘に触れています。毎年なのですが、電機連合としても、電機産業に加盟していただいている方々の企業内賃金の底上げというところで、今年は、昨年に比べて、昨年は改定額が500円だったのですが、大幅に上回って2,000円改定することが最低賃金のところで出来たことが大きな特徴になっています。こういったところも踏まえて、この取組み自体が必要不可欠な取組みであると考えています。2,000円の改定で166,500円、時間給になおすと約1,071円になります。

3点目は、官民が協力して引上げを図ってくださいという大きな方針を踏まえて取り組んでいるという中身です。具体的には、裏面の記1で、先ほどの質問にも関わりますが、特定最賃の位置付け、年齢や業種を絞った基幹

労働者の保障ですよというところになります。

記2は、特定最低賃金の役割が、年々重要になっているということです。地域別最低賃金に追い上げられているという部分も大きな課題があるのですが、重要性と役割について触れております。

記3は、コロナ禍で、電機産業が非常に沈んだ時はあったのですが、IoTやビックデータ等々、非常に注目されている業界でもあるのかなというところで、こういった賃金改定は重要であると。私どもの目標としては、先ほど出た電機のミニマムの基準、1,071円を早期に到達したいということで申入れを行っていきたいと思っています。ただ、現行の981円と90円の差額があり、1年で90円近づく訳はありませんので、1年1年しっかりと審議をして、今年の電機の業績動向や千葉県の経済状況、さらには中小企業の置かれている状況、先ほど報告した春闘の関係の水準といったところを踏まえ、時間額を要求していききたいと。早期に目指したいという思いがあり、まずは千葉県の電機産業の協約最下限額1,066円に、出来れば2年で追いつきたいという思いがありますので、まずは43円を要求して、色々な意見を交換させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 部会長代理

使用者側から基本的な考え方を述べてください。

#### 使用者側委員

資料等はございませんが、よろしく願いいたします。

まず、経営を取り巻く環境についての認識ですが、県最賃の審議においても申し上げたのですが、コロナ禍による影響については全体として持ち直しの動きが見られますが、回復度合いに業種間の格差がみられる、依然として回復途上にあるということだと思えます。また、中国のゼロコロナ政策やロシアのウクライナ侵攻といった影響により、グローバルサプライチェーンが停滞している中で、生産活動が制約を受け、原材料価格が高騰し、さらに円安も進行しており、生産・仕入れコスト等々が上昇し続ける中で、足元の経営は依然として厳しい状況が続いているという認識を持っております。こうした中で県最低賃金は、昨年の28円に対して31円の引上げとなり、とりわけ中小企業にとっては非常に厳しい結果になったのかなという認識です。この特定最賃の審議についても、まずはこうした基本認識を持ったうえで、業界を取り巻く現状、今後の動向を踏まえて議論が出来ればなと思っております。

電気機械業界に対する我々の現状認識ですが、ただ今、労働者側からもお話がありましたが、コロナ禍をきっかけに拡大するデジタル化の流れという

ものがあり、足元の受注等々自体は引き続き堅調なのかなと見ております。また、半導体の調達環境については、こうした堅調な受注環境を反映して、依然として受給のひっ迫が続いていると見ております。一方で、ここ数日も含めて最近のニュース等でも、徐々にではありますが一部に供給不足の解消の兆しも出始めているということ、また、中国の景気減速、コロナ禍の巣ごもり需要そのものについてもやや陰りが見え始めているのではないかという見方、要するに需要サイドの変化が出てきているということが報道などされるようになってきていますので、これまでの状況が好転するのかどうかというところ、流れとしてそうなるのかあるいは一時的なものなのかというところは注視していく必要があるのではないかと考えております。いずれにしても経営側にとっては、需給状況あるいはコスト環境の動向については、当面意識しながらの神経質な状況が続くのかなと考えているところです。

従って、我々としては、先ほど労働者側からもありましたが、業界全体で人材確保のための賃金水準の引上げ、あるいは他県との賃金乖離幅を埋めるなどの必要性を理解したうえで足元の業界状況を鑑みて一定の引上げ幅には応じたいと考えております。引上げ幅については、まずは根拠となり得るデータに基づいて出ささせていただければと考えております。

連合調査で2022年春季生活闘争回答集計結果における最終、7月の結果だと思いますが、電機連合の企業内最低賃金の引上げ率が昨年に対して約1.2%となっていることを根拠とすると、現行水準から12円の引上げ額になると思いますが、そのような数字をまずは出ささせていただきたいと考えております。

令和3年度の県内の企業内最低賃金、あるいは厚労省の賃金構造基本統計調査における県内中小零細企業の水準等も参考にはしておりますが、これまでの改定経緯も踏まえながら昨年比の改正額をどうすべきかという点で考えていきたいと思っております。

部会長代理

1.2%の引上げということで、12円ですよろしいでしょうか。

使用者側委員

1.2%ですから981円に対して12円です。

部会長代理

12円ということで理解いたしました。

労使双方からの今の説明で、これに補足はありますでしょうか。

一同「特になし」の声

部会長代理

労使双方から基本的な考え方を説明してもらい、お互い確認していただきました。これを踏まえ、別室にて協議をお願いいたします。協議が整いましたら、お知らせいただき、話し合いをしたいと思います。

事務局は、委員の方々を別室まで御案内願います。

使用者側委員

1点だけよろしいでしょうか。現段階での他県の状況等、お分かりの部分、御開示いただける部分があるのであれば、参考にさせていただければと思うのですがいかがでしょうか。

労働基準部長

他県の状況ですが、今のところ出ているのが兵庫県でプラス31円、その他の県では電気は出ておりません。他業種は出ているところがありますが、それはよろしいでしょうか。

使用者側委員

それは結構です。

労働基準部長

ちなみに、兵庫県は全会一致です。

使用者側委員

ありがとうございます。

部会長代理

それでは、別室にて協議をお願いいたします。

部会長代理

それでは再開させていただきます。

本日は、各側別室にて御協議いただき、公益委員が調整を行い、具体的な金額の審議に入りました。

先ず、労働者側ですが、基本的な考え方を御説明いただき、その中でも春闘等の上げ幅、2,000円等の改定もあり、また、全国的な賃金の取組み等を踏

まえて1,071円への引上げ、早期到達を目指したいということで、ただそれを年を分けて目指したいということで、43円との引上げのお話がありました。

その後、労働者側の協議の結果を踏まえ、色々と追加の資料も拝見させていただきました。千葉県環境も、持ち合わせの結果を踏まえて、資料等も拝見させていただき、さらに電機連合の算定根拠となる春闘の1,071円の根拠も拝見させていただきました。その中で、色々な実態を踏まえて、千葉県の電機産業の実態はほとんど1,000円を超えているという状況も御説明いただきましたし、千葉県最低賃金が31円の引き上げで984円になり、現行額981円と3円の乖離が出ているということで、労働者側の提示額として34円を提示いただきました。ただ、労働者側の希望としても、全会一致を目指したいということで、当然、他県の状況等も目安として、目安を中心にとっていることは十分ご理解いただいているということでした。

使用者側の主張ですが、基本的な考え方の時の説明としては色々はまだ持ち合わせのある一方で経営側にとって厳しくもあり、最低賃金31円の引上げは中小企業に対しても厳しいというお話もありました。今は色々な経営環境下、円安やコスト環境も当面注意しながらも、一方で人材確保等の点も御理解されているということで、一定の上げ幅には応じていただけるということでした。根拠のあるデータに基づいて対応するというので、電機連合の1.2%の引き上げということを検討すれば12円だろうということ、最初、御提示いただきましたが、その後、協議していただき、現状では労働者側の提示額との乖離があるということで、例年の検討状況、他県の状況を踏まえて検討されていたということでした。

本日の段階では労使双方の考え方に隔たりがあり、本日中の結審には無理があると判断させていただきました。本日は、これで審議を終了し、次回、10月5日(水)午後2時から第2回の専門部会を開催し、再度審議したいと思いますがいかがでしょうか。

一同「はい」の声

部会長代理

それでは、次回までに労使それぞれで意見を調整していただき、是非、結審していただけますようよろしくお願いいたします。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

特にございません。

部会長代理

本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。